

公文書館電動排煙装置更新業務仕様書

1 業務名称

公文書館電動排煙装置更新業務（以下「本業務」という。）

2 業務対象施設

(1) 施設名称

鳥取県立公文書館

(2) 所在地

鳥取市尚徳町 101 番地

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日まで

また、現地作業に当たっては、日程を事前に施設の運営管理担当者と協議の上決定すること。

4 業務概要

本業務は、公文書館の 2 階吹き抜け部に既設されている電動排煙装置 2 式について、電動駆動装置等を更新するものである（別紙のとおり）。なお、機器の試運転調整を行い、正常に機能することを確認するものとする。

5 業務内容

(1) 基本方針

ア 既存装置の撤去、廃棄は関係法令に基づき、適切に受注者の負担で行うこと。

イ 機材の搬入や改修作業に当たっては、公文書館の業務に支障が生じないように配慮して行うこと。

ウ 作業時間は原則として、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、騒音が発生する工程及び公文書館の業務に支障を及ぼす工程については、事前に施設の管理担当者と十分協議の上、日程を調整すること。

(2) 更新機器等

箇所	数量
既設同型電動駆動装置（耐熱 24V 仕様）	2 式
特注ガスステイダンパー	8 本
ステンレスワイヤー（15m 程度）	2 式
滑車（障子用）	8 式
滑車（枠用）	1 8 式
工事費	1 式
諸経費	1 式

6 一般事項

(1) 適用

ア 公文書館電動排煙装置更新業務仕様書（以下「本仕様書」という。）は、本業務について適用する。

イ 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

(2) 受注者の負担の範囲

ア 本業務に必要な材料、工具、計測機器等の機材は、全て受注者の負担とする。

イ 本業務に伴い必要な官公署その他への手続き、検査、試験並びにその費用は、受注者の負担とする。

(3) 関係法令等の遵守

本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

7 業務関係図書

(1) 業務計画書

一般事項によるほか、次の内容を記載した業務計画書を提出すること。

ア 業務責任者の氏名、役職、実務経験年数

イ 作業の具体的な計画

(2) 業務完了報告書

受注者は、本業務が完了した場合には次の事項を記載した書類を提出し、11の検査を受けること。

ア 業務状況写真（着手前、施工中、完成）

イ 必要に応じて施工後の保全に関する内容

ウ 設置機器に関する機器取扱説明書、保証書等

8 業務現場管理

(1) 業務条件

ア 作業内容ならびに作業日程について、事前に施設管理担当者と調整を行うこと。

イ 業務に伴い既存部分を汚損又は損傷した場合は、既成にならぬ補修すること。

9 業務の実施

(1) 作業者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものがすること。

(2) 作業者は、名札又は腕章を着けて業務を行うこと。

10 業務に伴う廃棄物の処理等

(1) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受注者の負担とする。

(2) 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、法令を遵守し適正に廃棄すること。なお、マニフェスト交付を経て適正に処理するとともに、交付されたマニフェストの写しを提出すること。

11 完了検査

受注者は、契約書に基づき、本業務の委託料の支払いに係る請求を行うまでに、7の(2)の類を用意し、発注者の指定した者が行う本業務の検査を受けること。

12 不具合対応

発注者が実施する検査を終了した後1年間は、受注者の責任と認められる不良箇所が発生したものについては、受注者の負担で対応をすること。

なお、それ以外のものについては、別途協議とする。

13 その他

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。